



平成25年4月9日

岡山市消費生活センター

「必ず願いがかなう!!」などをうたう悪質な開運ブレスレット販売事業者にご注意を!!

平成25年3月21日、消費者庁が特定商取引法違反の通信販売・電話勧誘販売業者に対する業務停止命令を公表しました。

公表された事業者のうち、「ハピネス」及び「幸愛」こと高橋大輔（東京都新宿区）について、岡山市でも相談がありましたので同様のトラブルに巻き込まれないように手口やアドバイスをご紹介します。

手口

雑誌やインターネットで、「無料提供」、「必ずあなたの願いをかなえます」などとうたった開運ブレスレットの販売業者の広告を見て申し込んだところ、無料とは名ばかりで、「お布施代・祈祷料・会員登録料」などの代金を請求されたあげく、次々と別の商品や祈祷等のサービスを勧誘されたり、願いもかなわずキャンセルを申し出ると高額なキャンセル料を請求されたり、支払った代金も返金されないといった消費者被害の相談が増えています。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・ タダほど高いものではありません！実際には「お布施代」などの代金を請求される被害が多数あります。
- ・ 宝くじ、競馬、パチンコなどギャンブル性のあるものに「必ず」「絶対」はありません！
- ・ 体験談など広告掲載の内容は信じるに足るものかどうか見極めましょう！
- ・ 家族や友人と相談したり、一晩じっくり考えるくらいのゆとりを持ちましょう。
- ・ 少しでも不審に感じたら、すぐに岡山市消費生活センターへ相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時